

五

方募

入 決 定 の
法 格 競 争
入 札 発 行 争

競争入札発行「という。」
市場特別参加者・以下価格競争
るものによる発行（以下価格競争
参加者ごとに応募限度額を定め
て、財務大臣が各国債市場特別
した後にに行われる入札であつ
び価格競争入札の募入の決定を
価格競争入札発行「という。」
を定めるものによる発行（以下
市場特別参加者ごとに応募限度
であつて、財務大臣が各国債市
競争入札と同時に行われる入札

イ
口
八

入 札 発 行 争
非 競 争 入
札 発 行 争

各申込みのうち応募価格の高い
も申込みの応募価格の順次割り
当てる。応募額を案分により
各申し込みの応募額を案分により
割り当てて、各申し込みの応募
各限額の範囲内において各申

二

行 争 非 者 特 国
入 札 発 行 争
入 札 発 行 争

各限額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てて各申
込みに応募額を割り当てて各申

行 争 非 者 特 国
入 札 発 行 争
入 札 発 行 争

十 十
三 二

債 別 参 市
場 加 者 特
・ 第 非
格 競 争
入 札 発 行
利 札 率
の 経 過 利 子
払 込 み

十 四
初 期 利 子

(一) 年一・九パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加された第
二式により算出した金額を第
二式に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
ににおいて取得する者が非居住
者又は外国人である場合には
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。
平成十八年十二月十日を支払
た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十八年八月二十一日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十八年六月二十日	る利息を支払う。
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					後の利子